

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

我が国においては、総人口の減少を背景とする少子高齢化や核家族化の進展、地域のつながりの希薄化など、地域や家族を取り巻く環境が大きく変化する中で、地域では住民相互の支え合いや助け合い、自立した生活を支援する福祉サービスや地域ぐるみの福祉活動などによって、誰もが安心して暮らせる地域社会をつくることが求められています。

これまで、行政が地域福祉を推進するため、地域のさまざまな福祉の課題を明らかにし、その解決を目指すための理念と仕組みをつくる「地域福祉計画」と、社会福祉協議会が策定する民間の立場から、住民、福祉活動を行う団体や事業者等が協働して地域福祉を推進していくための自主的な活動や行動のありかたを定める「地域福祉活動計画」は、相互に連携しながらも別々に策定してきました。

この二つの計画は地域福祉を推進していくという共通の目的を持つ、いわば車の両輪であり、一体的に策定することで、地域に関わるそれぞれの役割や協働が明確化され、より実効性のある計画となります。令和4年度で計画期間が満了することに伴い、「第4期玉名市地域福祉計画・地域福祉活動計画」(以下「本計画」という。)として一体化することとしました。

本計画では、第3期計画での取り組みやコロナ禍による社会情勢、住民ニーズ等をふまえ、地域共生社会の実現にむけた玉名市における今後の施策を展開していく上での方向性や基本事項を定めます。

◆「地域福祉」とは

「地域福祉」とは、地域で暮らす人々が、障がいの有無や年齢などに関係なく、お互いに支え合い、助け合いながら、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるような地域社会をみんなで築いていく取り組みのことです。

◆地域福祉計画・地域福祉活動計画について

地域福祉計画	地域福祉計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく行政計画です。本計画は、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために、必要となる施策の内容や量、体制について、庁内関係部局や支援関係機関、専門職を含めて協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくための計画です。
地域福祉活動計画	地域福祉活動計画は、地域福祉計画に基づき社会福祉協議会が策定する地域福祉の推進を目的とした実践的な活動・行動計画です。地域における福祉課題の解決を目指し、住民・地域・福祉サービス事業者・NPO法人などの主体的な活動とそれを支える社会福祉協議会の活動について、お互いに連携しながら実施する地域福祉活動を具体的かつ明確化した計画です。

○社会福祉法(抄)

・第1条(目的)

この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まつて、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉(以下「地域福祉」という。)の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もつて社会福祉の増進に資することを目的とする。

・第4条(地域福祉の推進)

地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

- 2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。
- 3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

・第107条(市町村地域福祉計画)

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

・第109条(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

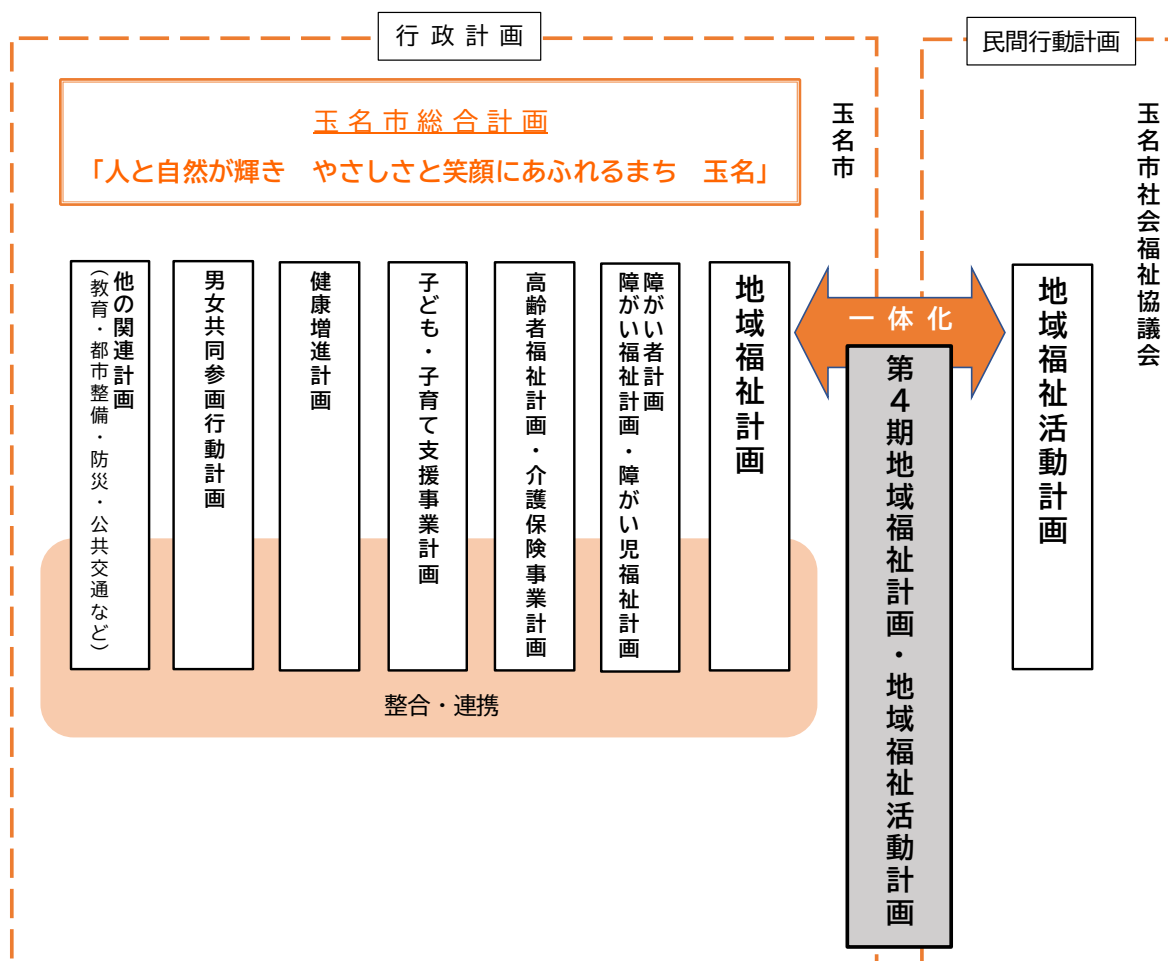
2. 計画の位置づけ

「地域福祉計画」は、社会福祉法第 107 条の規定に基づき、総合計画の地域福祉の分野を担うものであり、各福祉分野別計画の上位計画として位置づけられています。

「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会が中心となって地域住民の立場から地域福祉を推進する民間の行動計画です。

それぞれの計画は、住民をはじめとする地域福祉の推進に関わるさまざまな担い手の参加と協力を得ながら取り組みを展開するという共通の目的を持つもので、本計画においては、両計画の整合性を保ちながら、一体的に策定します。

<計画の位置づけ>



3. 計画の期間

本計画の期間は令和5(2023)年度から令和9(2027)年度までの5年間とします。
 なお、社会情勢や市民ニーズの変化などに対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

	平成30年度 ～令和4年度	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
玉名市 地域福祉計画	第3期計画	第4期計画				
	令和元年度 ～令和4年度	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)
玉名市 地域福祉活動計画	第3期計画	第4期計画				

玉名市地域福祉計画	第1期:平成20年度(2008)～平成24年度(2012) 第2期:平成25年度(2013)～平成29年度(2017) 第3期:平成30年度(2018)～令和4年度(2022)
玉名市地域福祉活動計画	第1期:平成22年度(2010)～平成26年度(2014) 第2期:平成27年度(2015)～平成30年度(2018) 第3期:令和元年(2019)～令和4年度(2022)



4. 計画の策定体制と市民参画

(1) 市民アンケート調査

本計画の策定に先立ち、市民の地域福祉に関する意識や生活課題を把握するために、「玉名市の地域福祉に関する市民アンケート」を実施しました。

[市民アンケート調査の実施概要及び回収結果]

調査対象	市内在住の18歳以上の市民1,500人(無作為抽出)
調査方法	郵送による配付・回収
調査期間	令和4年8月6日～令和4年8月24日
回収数(回収率)	632件(42.1%)

(2) 関係団体等調査

地域福祉の推進に関連し、関係団体の活動状況及び活動する上での課題と今後必要な取り組み等を把握するため、関係者に対する調査を実施し、現状と活動に関する課題、今後の方策等、意見の聴取を実施しました。

[関係団体等調査の実施概要及び回収結果]

調査対象	市内の福祉関係団体、8団体(依頼件数は43件) 市内中学校及び高等学校、12校(依頼件数は36件)	
調査方法	訪問・郵送による配付、郵送による回収	
調査期間	令和4年10月28日～令和4年11月11日	
回収数(回収率)	関係団体:31件(72.1%)	学校:35件(97.2%)

(3) 玉名市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会

本計画を策定するにあたり、専門的な見地から意見を聴取するために、「玉名市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会」を設置し、協議を行いました。

(4) パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたっては、市民の意見を広く聴取するためパブリックコメントを実施しました。

5. 地域福祉推進に大切な4つの助け合いの視点と役割

本計画では、住民一人ひとりの役割や、地域において取り組むこと、行政機関等がどのような支援を行っていくのかなどについてできるだけ明確にした上で、「自助」、「互助」、「共助」、「公助」の4つの視点で整理しています。

地域福祉活動を進めるには、公的サービスの整備のみならず、住民一人ひとりが自分自身や家族と協力し解決すること(自助)や、近隣の身近な人がお互いに支え合い、助け合うこと(互助)、地域の事業所も含めた連携体制の枠組みの中でそれぞれの役割や特性を活かして活動をしていくこと(共助)も大切です。

本市は、公的な制度による福祉サービスの整備や、自助・互助・共助を支援していくこと(公助)を通じ、地域と協働しながら地域福祉を進めていきます。

<地域福祉推進に大切な4つの支え合い・助け合い>

自助

個人や家族による支え合い・助け合い
(最も身近な個人や家族が解決にあたる)

互助

身近な人間関係のなかでの自発的で制度化されていない支え合い・助け合い
(隣近所など身近な人や別居する家族等が互いに支え合い、助け合う)

共助

地域で暮らす人たちや地域福祉活動を行う人たち、地域の事業所、行政等が協働しながら、組織的に協力し合う制度化された支え合い・助け合い
(「地域ぐるみ」で福祉活動に参画し、地域社会全体で支え合い、助け合う)

公助

保健・福祉・医療その他の関連する施策に基づく、公的な制度としての福祉サービスの提供
(行政が公的サービスとして行う)

<自助・互助・共助・公助による対応のイメージ>

自助のみによる対応例

①地域に高齢の夫婦がふたりで暮らしている世帯がある。



②ある日、妻が転倒して足を骨折し入院、生活が一変する。夫は妻の介護や家事等に努力(自助)するが、疲れは隠せない。



③しばらくして、妻が退院するが、歩行に不自由が残ってしまう。夫は入院していた頃以上に、妻の介護や家事等に努力(自助)するが、日を迫うごとに疲れ果てていき、妻にきつくあたってしまうことも見られるようになる。



自助・互助・共助・公助による対応例

自助・互助

何か困りごとがあれば夫婦で助け合い(自助)、また隣近所でも互いに声をかけ合い、困りごとがあれば相談し合う(互助)。

共助

こうした世帯があることを地域で把握し、見守りや声かけを継続して行う。

互助

近所づきあいのなかで、夫は困りごとの助けを求め、隣近所は日常的な生活の手助け(ごみ出しの手伝いなど)をできる範囲で協力する。

共助

地域の見守り活動のなかで、妻の介護や家事等についての困りごとや悩みごとの相談を受けるとともに、行政などの相談先の情報を伝える。

互助

近所づきあいのなかで、何か困ったことはないか、お手伝いできることはないか、互いに声をかけ合う。

共助・公助

行政と協力(公助)しながら、民生委員・児童委員等が家庭訪問し、福祉サービス等についての情報提供を行う(共助)。

公助

夫婦からの相談を受けながら、最適な公的サービス(介護保険制度による訪問介護や通所介護、高齢者福祉サービスによる介護用品給付サービスなど)に繋げ、支援を行っていく。

共助・公助

行政からの支援(公助)を受けながら、地域の人たちの役割分担により、夫婦の話し相手になったり、地域の行事に誘ったりなど、見守りや手助けを行う(共助)。